

## 別記1

### 個人情報取扱特記事項

#### (基本事項)

第1 この契約により、松阪市（以下「甲」という。）から事務の委託を受けた者（以下「乙」という。）は、この契約による事務を処理するに当たり、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に規定する個人情報を取り扱う際には、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。

#### (管理体制等の整備)

第2 乙は、個人情報の安全管理について管理体制及び実施体制を整備し、書面により甲に報告しなければならない。なおこの報告は、当該体制に変更が生じた場合においても同様とする。

#### (従業者への教育)

第3 乙は、この契約による事務に従事する者に対し、個人情報の保護に関して必要な教育及び研修を実施しなければならない。

#### (秘密保持)

第4 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

2 乙は、この契約による事務に従事する者に対し、在職中及び退職後においても、この契約による事務に係る個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことその他個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

#### (個人情報の安全管理)

第5 乙は、この契約による事務に係る個人情報の漏えい、改ざん、滅失、き損その他の事故を防止するため、個人情報の厳重な保管及び搬送に努めなければならない。

2 乙は、この契約による事務に従事する者以外の者に、個人情報の取扱いをさせてはならない。

3 乙は、この契約による事務に係る個人情報を情報システムで取り扱う場合には、情報セキュリティ対策等必要な措置を講じなければならない。

#### (再委託の禁止)

第6 乙は、甲の承諾があるときを除き、この契約による個人情報の処理を自ら行うものとし、第三者に

その処理を委託してはならない。

2 乙は、甲の承諾を得て、この契約による個人情報の処理を再委託しようとする場合、再委託の相手方（乙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。以下、同じ。）にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、乙と再委託の相手方との契約内容にかかわらず、甲に対して再委託の相手方による個人情報の取扱いに関する責任を負うものとする。

3 乙は、再委託契約において、再委託の相手方に対する監督及び個人情報の安全管理の方法について具体的に規定しなければならない。

4 乙は、本委託業務を再委託した場合、その履行を管理監督するとともに、甲の求めに応じて、その状況等を甲に報告しなければならない。

#### (取得の制限)

第7 乙は、この契約による事務を処理するために個人情報を取得するときは、その目的を明確にし、当該事務を処理するために必要な範囲内で、適法かつ適正な手段により取得しなければならない。

#### (委託目的以外の利用等の禁止)

第8 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務に係る個人情報を当該事務の処理以外の目的に使用し、又は第三者に提供してはならない。

#### (複写及び複製等の禁止)

第9 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務に係る個人情報を複写、複製、又は外部への送信、送付若しくは持ち出ししてはならない。

#### (派遣労働者に対する措置)

第10 乙は、この契約による事務を派遣労働者によって行わせる場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。

#### (事故発生時の報告義務)

第11 乙は、この個人情報取扱特記事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに、甲に報告し、再発防止策の策定等その指示に従わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

2 甲は、乙から前項の報告があった場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

(個人情報の返還又は処分)

第12 乙は、この契約が終了し、又は解除されたときは、この契約による事務に係る個人情報を、速やかに甲に返還し、又は漏えいを来さない方法で確実に処分しなければならない。

2 乙は、個人情報を処分する場合は、事前に処分する個人情報の項目、媒体名、数量、処分の方法及び処分予定日を書面により甲に報告しなければならない。

3 乙は、個人情報の処分に際し甲から立会いを求められた場合は、これに応じなければならない。

4 乙は、個人情報の処分を行った後、処分を行った日時、担当者名及び処分の内容を記録し、書面により甲に報告しなければならない。

(契約内容の遵守状況についての報告及び監査等)

第13 乙は甲に対し、この契約による事務に係る個人情報の取扱いの状況について、この個人情報取扱特記事項に基づき、定期的に報告しなければならない。

2 甲は、この契約による事務に係る個人情報の取扱いについて、この個人情報取扱特記事項に基づき必要な措置が講じられているか確認する必要があると認められるときは、乙に対し監査等を実施することができ、乙はこれに応じなければならない。なお、監査等を実施する場合は、甲から乙へ書面による事前の通知を行う必要がある。

3 前2項の規定は、甲の承諾による再委託においても同様とする。

(措置事項に違反した場合の契約解除及び損害賠償)

第14 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めるときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。

(その他)

第15 この契約による事務を処理するに当たり、個人情報と死者に関する情報を一体的に取り扱う場合は、当該死者の情報についても個人情報と同等の扱いとする。

2 乙は、この個人情報取扱特記事項に掲げるもののほか、個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

## 1 契約の解除

松阪市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱の規定により、排除措置を行うべき者と認められる場合には、契約の解除等必要な措置を講ずることがある。

## 2 通報義務

暴力団等による不当介入を受けた場合の措置について

(1) 受注者は、暴力団等による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに所轄の警察署に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。

(2) (1)により警察署への通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかに発注者に文書にて報告すること。

(3) 受注者は、暴力団等により不当介入を受けたことから工程、納期等に遅れが生じた場合は、発注者と協議を行うこと。

3 暴力団等による不当介入に対する通報義務の実効性を確保するため、以下の措置を講ずることがある。

### (1) 指名停止又は文書注意

暴力団等による不当介入を受けた受注者が所轄の警察署への通報等及び市長への報告を怠った場合は、指名停止又は文書注意を行う。

(2) 暴力団等による不当介入を受けた場合において、警察署への通報又は発注者への報告を怠った場合は、その旨を公表する。

## 別記2

松阪市の締結する契約等からの暴力団等排除要綱に関する特記仕様書